

## 労災保険の適用等で 誤りやすいポイント

労働衛生コンサルタント 村木 宏吉

### 1 「思い込み」や「勘違い」…

労災保険は、手続業務の中でも重要なものの1つです。しかし、時に間違っただけの思い込みや、勘違い等で適用等が誤っていることがあります。

本稿では、典型的なものや、ちょっと注意が必要なものを挙げていますので、今後の業務遂行にお役立てください。

### 2 適用関係

#### (1) 成立手続の遅れと費用徴収

労災保険は、政府が管掌する保険であり、原則として1人でも労働者を雇用する事業主は、保険加入の手続きを行ったうえで保険料を納付することが義務付けられる、いわゆる強制保険です。そのため事業主は、保険関係成立届により、国（労働基準監督署長）との間で労災保険関係を成立させなければなりません。

ところが、災害が起きてから加入手続を行うほうが保険料の節約になると考え、いわゆる未加入状態を続けている例を見かけます。

実際には、平成16年の労災保険制度改正以降、会計検査院が労働基準監督署に対して制度を適正に運用するようにとの厳しい指摘をしていることもあり、事業主に対し

て多額の費用徴収が行われる例が少なくありません。すなわち、保険関係成立前に発生した労働災害に対し、給付額の全部または一部について費用徴収が行われることとなります。大きな災害であれば、費用徴収額は数百万円に上ります。また、保険料は少なくとも過去3年間にわたり遡及して納付する必要があります。社労士の方であれば、顧問先企業等における労災保険加入手続の未済に注意する必要があります。

なお、保険関係成立前の労働災害発生時の費用徴収制度には、次の2種類の運用がされています。

- 加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、事業主がこれを行わない期間中に労災事故が発生した場合
  - ➔ 「故意に手続を行わないもの」と認定して保険給付額の100%を徴収（平成16年改正前は「故意または重大な過失により手続を行わないもの」と認定して保険給付額の40%を徴収）
- 加入手続について行政機関からの指導等を受けていないが、事業主が事業開始の日から1年を経過してなお加入手続を行わない期間中に労災事故が発生した場合
  - ➔ 「重大な過失により手続を行わないもの」と認定して、費用徴収の対象として保険給付額の40%を徴収

時として、外部の社労士等が「災害が起きるまでは加入手続をしなくてよい」と事業主にアドバイスしている例があります。労働基準監督署の立入調査においては、労災保険関係における場合のみならず、労働基準法関係にせよ労働安全衛生法関係にせよ、必ず労働保険加入の有無とその保険番号を確認することとしています。その際に、未加入状態が発覚し、その原因が顧問である社労士ということになりますと、その社労士が懲戒処分を受けることとなりかねませんので、注意してください。

特に、最近では労働者からの申告（違反状態の是正申立て）に基づく立入調査によって、未手続事業場が発覚する例が多いということです。未手続事業場とは、保険関係成立届を提出していない事業場、いわゆる未加入事業場です。

## (2) 業種の誤り

平成24年度から労災保険率が改定され、ほとんどの業種で若干の引下げとなりました。年度更新事務においては、確定申告は改定前の保険率で、概算申告は改定後の保険率で計算することとなります。

ところで、労災保険率は、業種全体としての労働災害発生状況やその重篤度により定められ、3年ごとに見直しがされています。そのため業種によってかなり違っており、最も高いもので建設事業のうち水力発電施設、ずい道等新設事業の1,000分の89、低いものは金融業、保険業または不動産業等の1,000分の2.5と、実に約35倍もの開きがあります。また、複数の業種を抱えている、労災保険番号を複数持っているところもあります。この場合のそれぞれの「業種」に注意が必要です。

と言いますのは、業種が問題となるのは、保険料計算の場合だけではないからです。労働基準監督署が所管している法律がいく

つかある中で、労災保険法だけは業種の考え方が違い、労働基準法や労働安全衛生法における業種区分と異なる結果、法令の取扱いが異なることがあります。ところが、行政のOBでもこの業種区分の違いについて混同している人が少なくありません。

例えば、建設業の店社（本社、支店等）は、労災保険料に関しては「その他の各種事業」（事務所）として、かなり低い保険率が適用されます。しかし、労働基準法と労働安全衛生法では、工事現場も店社もどちらも「建設業」として扱われます。そこを理解していませんと、安全管理者や総括安全衛生管理者の選任について問題が出てきます。

労働安全衛生法は、基本的に労働基準法の業種分類を踏襲しており、そのうえで多少細分化しています。労働基準法別表に定める業種区分が、基本です。そして、最低賃金法における業種別の適用にあたっては、さらに「日本標準産業分類」（総務省発行）によって、細かく業種区分がされていますが、これらのことが十分理解されていない例が見受けられます。労災保険における適用業種と労働基準法等の適用とでは業種区分が異なり、法令の適用が異なることに注意が必要です。

## (3) 労働者の範囲の誤り

毎年、会計検査院から労働保険料の徴収に関する調査が行われています。そのような立入調査を受けた経験がある事業主や社労士の方もいると思いますが、あらかじめ労働基準監督署から連絡のうえ、会計検査院の職員と一緒に事業場への立入調査も行われています。これとは別に、「算定基礎調査」ということで、労災保険料の計算間違いがないかどうかの立入調査が行われています。

その中で問題となる例は、適用業種の誤

り、保険料の徴収不足（過少申告）と徴収過大（納め過ぎ）です。

そのうち納め過ぎのケースでは、本来労災保険法上の労働者ではない家族従業者を労働者として保険料算定に含めている例があります。社長は経営者ですから労災保険料の算定から除いているものの、取締役である配偶者等の親族を労働者として、保険料を納めているわけです。

経営者の親族は、別居かつ生計を別にしており労働基準法上の労働者に当たるという場合はともかく、取締役として登記されていれば、一般的には特別加入すべきことが多いものです。兼務役員を除いて、役員であれば基本的には特別加入すべきです。

経営者の親族は、保険料を納めているからといって、災害に遭った場合に労災保険から給付されるとは限りません。労災保険給付の対象は、あくまでも労災保険法上の労働者、すなわち、労働基準法上の労働者に当たる者だけが対象となり、それ以外の役員は特別加入しているかどうか問題となります。

逆に、徴収不足のケースもあります。パートタイマーやアルバイトの賃金を労働保険料の算定に含めていない例です。労災保険は、雇用保険と異なり、個人ごとに加入する、加入しないという選択はできません。その結果、延滞金が上乗せされることもあります。

また、建設工事の一括有期工事において、一括有期事業開始報告を提出しないことにより保険料の過少申告（保険料のごまかし）をしている例もあります。

なお、労働基準監督署では、会計検査院の調査だけでなく、独自に算定基礎調査を行っており、保険料計算に誤りがないかどうかの調査を、一定の基準で抽出した事業場について毎年行っています。その結果、徴収過大が判明したときには保険料の還付

（返還）を行っています。

#### （4）工事現場の労災保険

建設工事の場合、元請けが労災保険をかければ下請けはかける必要がなく、元請けの労災保険が工事現場全体をカバーすることとなります。しかしながら、建設工事現場で被災したもののすべてがその現場の労災保険の対象となるわけではなく、次のような場合には、現場の労災保険の給付対象とはなりません。

##### ① 通行人が被災した場合

工事現場の下請けの労働者として労働に従事しているわけではないので当然です。労災保険を請求して給付を受ければ、不正受給となります。

##### ② 生コンクリート車（コンクリートミキサー車）の運転手が被災した場合

生コンクリート車は、生コンプラントで製造された生コンクリートを現場に運送してくるもので、その運転手は他の建設機材を工事現場に搬入する運送会社のトラックの運転手と同じです。下請けではないので、当該運送会社の労災保険によることとなります。

##### ③ 警備員が被災した場合

警備員は、工事現場でダンプ等の出入りや通行人の整理等を行っていますが、下請けの労働者ではありません。そのため、被災した場合には当該警備会社の労災保険によることとなります。

##### ④ 重機がオペレーター（運転手）付きリースの場合で、オペレーターが被災した場合

重機は移動式クレーンが典型です。重機のリース契約では、移動式クレーンは非常に高額なので、オペレーター付きで現場に



来るのが普通です。このため、オペレーターが被災した場合には、当該リース会社の労災保険によることとなります。

しかしながら、オペレーター付きリースも建設業法上は下請けの扱いなので、現場の労災保険が使える場合もあります。労働基準監督署に個別に確認するほうがよいでしょう。

#### ⑤ 下請けが一人親方の場合

「一人親方」とは、労働者を雇っていない事業主です。労働基準法上の労働者ではないので、工事現場内で作業に従事していても被災しても、労災保険給付の対象とはなりません。下請けが上位の会社に無断で再下請を使用していて、それが一人親方の場合には、被災した後になって労災保険の対象とならないことに気が付くということがあります。

藤沢労働基準監督署長事件（最一小判平19.6.28）において、木造住宅建築工事に従事する大工について労働基準法上の労働者ではないとして労災保険の不支給決定をした労働基準監督署長の処分を、適法としています。

しかし、その一人親方が労災保険に特別加入（46ページ右段参照）をしていれば、労働者であるか否かを問うことなく労災保険給付の対象となります。

#### (5) 建設工事の瑕疵工事における災害

建設工事は、一括有期事業の場合と単独有期事業の場合とがありますが、いずれにせよ、工事が完了すると施主（発注者）に引き渡し、労働基準監督署で労災保険料の精算を行います。ところが、引渡し後に雨漏りや漏水、立体駐車場の機械の動きがおかしい等々の不具合が生じることがあります。建築工事のみならず、土木工事や設備工事でも同様の不具合が生じることがあり

ます。不具合の様子は様々ですが、その補修として建設会社が無償で工事を行うことがあり、「瑕疵工事」とか「保証工事」と呼ばれています。

この工事に従事した労働者が労働災害や通勤災害に被災することがありますが、この場合、どこの労災保険を使うのでしょうか。

実は、単なる出張作業というべき程度のもの、例えば半日程度のごく短時間で終わる水道工事などであるならば、その会社の労災保険によることとなります。しかし、「工事」となると、一般的には元々の本体工事の時の労災保険番号で労災給付請求をすることとなります。

その結果として、その現場にメリット制が適用されている場合には保険料の再計算が必要となり、保険料の追加納付が生じることがあります。

また、当該工事現場が全工期無災害表彰の申請をしていた場合には、表彰状を返還しなければならない場合があります。返還しなくてよいのは、休業災害がなく、かつ、身体障害等級に該当する障害が発生していない場合です。

現場の保険料の精算終了後という手間もあってか、時として元請けの責任者から負傷した労働者の所属する下請けに対し「おまえのところでやっておけ」と処理を押し付けてしまうことがあり、労災かくしにつながる場合がありますので要注意です。

#### (6) 通勤が業務災害となる場合

業務災害と通勤災害とは、労災保険給付で言えば、給付の名称が異なるだけで基本的に給付内容は同じです。後者には、事業主の責任ではないことから、被災者に一部負担金（200円）があるだけの違いのように思われます。

しかし、労働者死傷病報告の提出や、労

働基準法における解雇制限、事業主の安全配慮義務（損害賠償請求）の点で違いがあります。

通勤行為であっても、次の①～④は労災保険法上「業務災害」として扱われ、労働者死傷病報告の提出も必要となります。この場合、その行為の時間中について賃金支払いの対象となっていたかどうかは関係ありません。

- ① 会社の車を運転中に被災した場合
- ② 会社が提供する通勤手段（通勤バス等）に乗車中の災害
- ③ マイカー通勤だが、事業主の指示（明示または黙示の）により他の労働者を便乗させていた場合の災害
- ④ マイカー通勤だが、業務で使用する機材等を積んでいた場合の災害

### (7) 休業災害の場合の最初の3日間

労働者が休業災害に遭った場合、労災保険からの休業補償給付は、最初の3日間は支給されず、4日目以降が対象となります。そのことから、事業主によっては最初の3日分を支払わずに放置している例があります。

しかし、元々の労災補償義務を定めた労働基準法76条1項において、休業補償について「労働者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の100分の60の休業補償を行わなければならない」と定めています。ここには、「最初の3日分を除く」との記載がありません。すなわち、事業主に全日数分の支払義務があるものです。なお、本条違反には罰則（6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金）があることにも注意が必要です。

## 3 特別加入

特別加入とは、労働基準法上の労働者に該当しない者について、特別に労災保険への加入を認める制度で、次の4種類があります。

- (1) 中小事業主等
- (2) 特定業務従事者（農業・漁業等）
- (3) 一人親方等
- (4) 海外派遣労働者

特別加入に加入するかどうか（労災保険をかけるかどうか）は、任意です。つまり、入っても入らなくてもよいものです。

しかし、例えば一人親方を例にとれば、建設工事現場に下請けとして入っていて被災した場合、特別加入していないとその工事現場の労災保険は適用がありませんから、何の給付も行われません。

当該一人親方が労働基準法上の労働者に該当するかどうかについて、「労働者性」があるかどうか、すなわち労働者に当たるかどうか、あるいは事業主と労働者のどちらの色が濃いかについて、これまでに多くの裁判事例があります。典型的な例としては、前述の藤沢労働基準監督署長事件があります。

この事件では、木造住宅工事を施工する大工について、労働基準法上の労働者に当たらないと判断した労働基準監督署長の判断を妥当としています。

一方、特別加入手続をしていれば、労働者性を問うことなく労災保険給付がなされます。特別加入が、労働者ではないという前提で労災保険に加入しているからです。ただし、事業主としての行為の途中での被災については、補償対象から除外されています。

## 4 示談書と労災保険給付

労災補償が必要な災害のうち、被災の程度が大きいものの典型例としては死亡災害がありますが、示談または民事訴訟により損害賠償請求が行われます。

示談については、示談書の写しを労働基準監督署長に提出するように指導されています。というのは、示談の金額により労災保険からの支給が停止されたり制限されたりする場合がありますからです。場合によっては、すでに支給された分について回収されることもあります。

このことを理解しないで示談している例があります。示談した金額とは別枠で労災保険から支給されると思い込んでいる例です。そのため、支給停止や回収が行われると、労働者側に「そんなはずではなかった」と、会社に対する不満が生じることとなります。

労働基準法75条以下において、災害補償について定められています。そして、84条1項では、「この法律に規定する災害補償

の事由について、労働者災害補償保険法又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる」と規定しています。

さらに2項では、「使用者は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる」と規定しています。

本来の使用者の無過失責任である労災補償について、労災保険からの給付があれば、その分の支払いはしなくてよいわけです。労災保険は、本来使用者が支払うべき補償を、一定の限度で保険制度として給付しているものですから、示談においてすべての損害を支払うこととなれば、労災保険から支払うものはなくなるということになります。

示談に先駆けて労働基準監督署(労災課)に相談しておくべきでしょう。

### 【執筆者略歴】村木 宏吉 (むらき ひろよし)

1977年(昭和52年)に旧労働省に労働基準監督官として入省。北海道、東京、神奈川局の各労働基準監督署および局勤務を経て、2009年(平成21年)に退職。町田安全衛生リサーチ代表。労働衛生コンサルタント。元労働基準監督署長。労働基準法、労働安全衛生法、労災保険法等の著書多数あり。近著に「社労士のための建設業安全衛生コンサルティング実務マニュアル」(日本法令)がある。

<p><b>*大容量50GBで月額たった1万円*</b></p> <p><b>人事情報の運用と管理を</b></p> <p><b>安心君で実現しています!</b></p> <p>『ファイル交換安心君』をご愛用いただいている社労士様に高いご評価をいただいているのが、「人事や労務の情報を安全・安心に、運用・保管・保守できる」ということ。急なパソコンの故障、USBデータの紛失、メールへのデータ添付ミス・宛先ミスなど、情報管理のトラブルを徹底的にガードします。安心君へお預けいただいたデータは、東京・京都・沖縄の全国3ヶ所のデータセンターに保管されるため、災害等の非常時にも安心です。</p> <p><b>「安心君」なら大丈夫!</b></p>	<p>お問い合わせは、ファイブテクノロジー株式会社まで。</p> <p><b>☎03-3243-5552</b>   <b>✉info@5tec.jp</b></p> <p><b>弊社も採用しています。</b></p> <p>株式会社スタッフコンサルティング ソフィア特定社会保険労務士法人 <b>代表 森 紀男</b></p> <p>ホームページからも、無料体験のお申込みが可能です。 URL : <a href="http://www.anshin-kun.jp/syaroushi">http://www.anshin-kun.jp/syaroushi</a> もしくは、<b>安心君</b> で <b>検索</b></p>
--	---